

平成30年 8月

事業主様

川口工業健康保険組合  
理事長 細野博隆  
(公印省略)

## 高額療養費制度の改正について<70歳以上の方>

平素は組合運営に格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、高額療養費制度は、所得に応じて月々の医療費の自己負担額に一定の上限を設ける制度です。国は、制度の持続可能性を高めるため平成30年8月診療分から70歳以上の方に係る高額療養費の自己負担限度額の改正を行います。

自己負担限度額の区分が標準報酬月額に応じて分かれることになったため、**★高額療養費の現物給付**を受ける場合は、現在お持ちの“高齢受給者証”に加え「**限度額適用認定証**」を医療機関等の窓口でご提示いただくことが必要です。ただし、「限度額適用認定証」を提示されない場合は、上限額を超え支払われた額を後日自動払いで支給いたします。

「限度額適用認定証」の申請を希望される方は、当健保ホームページの申請書にて限度額適用認定証の申請をお願いいたします。申請は平成30年8月1日以降いつでも可能です。

**※申請対象の方は、70歳以上の現役並み所得者Ⅰ(標準報酬月額28万円～50万円)、現役並み所得者Ⅱ(標準報酬月額53万円～79万円)の方です。**

### 【平成30年8月改正の概要】

高額療養費に係る70歳以上の自己負担限度額について、現役並みの区分が3つに細分化されます。

<70歳～74歳>平成30年7月まで

適用区分	条件	月単位の限度額	
		外来	
現役並み	標準報酬28万円以上	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000)×1% (44,400円)
一般	自己負担2割の方	14,000円	57,600円 (44,400円)
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円



<70歳～74歳>平成30年8月から

適用区分	条件	月単位の限度額	
		外来	
現役並みⅢ	標準報酬83万円以上		252,600円+(総医療費-842,000)×1% (140,100円)
現役並みⅡ	標準報酬53万円～79万円		167,400円+(総医療費-558,000)×1% (93,000円)
現役並みⅠ	標準報酬28万円～50万円		80,100円+(総医療費-267,000)×1% (44,400円)
一般	自己負担2割の方	18,000円	57,600円 (44,400円)
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円

( )内の金額は、過去12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額(多数該当)

★高額療養費の現物給付・・・ 同一の医療機関に対して1ヵ月に支払う額が自己負担限度額を超えていた場合に行われる給付で、医療機関等での支払いを自己負担限度額までにとどめる方法

ご不明な点がございましたら組合・業務課までご相談ください。

当健保ホームページ(<http://www.kawakokenpo.jp/>)

川口工業健康保険組合 Tel:048-229-2353